

**刈谷市国土強靱化地域計画改定業務委託に係る公募型プロポーザルによる
事業者募集要項**

1. 委託業務概要

- (1) 業務名 刈谷市国土強靱化地域計画改定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「刈谷市国土強靱化地域計画改定業務委託仕様書」参照
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務委託料 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限金額とする。

2. 資格要件

- (1) 刈谷市競争入札参加者名簿に登録されている者であること。（提案書類等提出時点で入札参加資格名簿登載者でない者は、提案書類等提出前に入札参加資格審査申請を行うこと。）
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない法人等でないこと、及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人等でないこと。
- (3) 刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条の規定に基づく資格停止期間中の法人等でないこと。
- (4) 役員（法人でない団体の代表又は管理人を含む。）及び実務責任者に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。
- (5) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。
 - ア 商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

（6）国税及び地方税について滞納がないこと。

（7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う法人等でないこと。

3. 質問の受付

本要項の内容に不明な点がある場合は、電子メールにて質問してください。

質問期限 令和 7 年 4 月 14 日（月）午後 1 時まで

4. 申込書・提案書等の提出

（1）提出期限 令和 7 年 4 月 23 日（水）午後 5 時まで

（2）提出方法 ①事務局あてに持参（土日祝及び時間外は除く）又は郵送
②提出後において、記載内容の追加及び変更は認めません（刈谷市が補正等を求める場合を除く）。

（3）提出書類 ①提出する書類は「5. その他 ＜提出書類の記入要領＞」のとおりです。
②提出する書類は全て A4 サイズ（A3 サイズの場合は、折込みとする。）とし、表紙をつけて 6 部提出してください。
③全体にページと目次を付けてください。

5. その他

提出書類は返却しません。また、提出資料作成に係る費用及び提出に係る交通費等の費用については支給しません。

＜提出書類の記入要領＞

項目	内容
申込書	様式 1
誓約書	様式 2
納税証明書	法人税・法人県民税・法人市民税納税証明書及び消費税納税証明書（直近 3 年間）
業務体制	人員配置及び組織体制、担当者の経歴、過去 5 年以内の防災関係の計画やマニュアル策定業務の経験等
企画提案書	1 国土強靱化地域計画改定に関する他自治体の事例 2 愛知県地域強靱化計画及び刈谷市国土強靱化地域計画を参照し、刈谷市の特性を踏まえたうえで取り組む課題について

	3 上記課題に対する施策提案の概要
	4 策定までの作業内容、役割分担について
	5 業務フロー、業務スケジュールについて
業務見積書	

6. プロポーザル審査会

(1) 審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 審査項目は、以下のとおりです。

ア 業務実績、業務体制について

(担当者の実績・資質、人員配置等の業務体制)

イ 策定に関する企画提案について

(専門的な知識・情報、刈谷市の現状と課題の把握、課題に対する施策提案、市内照会の支援、作業内容・スケジュール)

ウ プレゼンテーションの内容

エ 費用について

(3) 審査項目ごとの評価点数の合計点数に基づくものとし、最も合計点数の高い提案事業者を選定します。

ただし、合計点数が6割未満であった場合においてはこの限りではありません。

なお、同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により選定します。

(4) 審査委員会は、令和7年5月7日(水)に実施します。実施の詳細については、提案事業者に別途通知します。

(5) プレゼンテーションに要する時間は20分、質疑応答10分程度とします。

(6) プレゼンテーションでスクリーンを使用する場合は事前に申し出ることとし、パソコン等は提案事業者で準備してください。

(7) 審査結果については、提案者全てに結果を文書で通知します。

(8) 選定結果に対する異議申し立ては認めません。

7. 失格事項

次のいずれかに該当する事業者は、審査の対象から除外します。

(1) 提出された書類に虚偽の記載があったとき

(2) 審査会の委員に個別に接触したとき

(3) その他不正な行為があったとき

8. 留意事項

(1) 提案書の作成等に伴う一切の経費は、すべて提案者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

(2) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しません。

9. 選定のスケジュール

内容	日程
手続き開始の公示（市HPの公開）	4月7日（月）
質問受付締切	4月14日（月）午後1時
提出書類の提出期限	4月23日（水）午後5時
審査委員会	5月7日（水）
審査結果通知書発送	5月9日（金）
契約に向けた協議	5月9日（金）以降
契約締結	5月中旬頃

10. 事務局

刈谷市役所 危機管理課 危機管理係 担当：今井

〒448-8501 刈谷市東陽町1-1

電話 0566-62-1190 Eメール kkanri@city.kariya.lg.jp